

〇〇中学校 部活動に係る活動方針

基本方針

〇〇年〇月

- 学習と部活動の両立を支援し、活力に満ちた学校作りを推進する。
 - ・メリハリのある計画的な活動及び休養に配慮した効果的な活動に努める。
 - ・生徒の心身の適切な健康管理を行い、無理のない効果的な活動に努める。

◆適切な運営のための体制整備

- ・毎年度「学校の部活動に係る活動方針」「年間活動計画」を作成し、公表する。
- ・職員会議の中に部活動顧問会議を位置づけ、情報共有に努める
- ・顧問は、生徒及び保護者に「活動目標」、「指導の方針」、「活動計画」、「指導内容や方法」等を具体的に提示する。
- ・顧問は、年間の活動計画（活動日・大会日程等）を作成するとともに、毎月の活動計画及び活動実績を作成し校長へ提出する。

◆合理的で効果的な活動の推進

- ・体罰根絶の徹底
- ・事故の未然防止（施設・設備の点検実施）および、AED使用の研修を実施する。
- ・トレーニングの効果を得るための合理的で、効率的・効果的な科学トレーニングの導入に努める。
- ・生徒が自ら考え、計画していく（ボトムアップ理論）に基づく指導方法等を実践し、生徒が主体的に取り組む力を育成する。
- ・短期的な成果のみを求める指導ではなく、生徒の将来を見据えた指導を意識し、スポーツ障害やバーンアウトの予防に努める。
- ・夏季の高温や多湿時の活動では、熱中症事故防止の観点から適切な対応を徹底する。

◆適切な休養日等の設定

- ・毎月第3日曜日を休養日とする（県下一斉部活動休養日）。
- ・週当たり原則2日以上の休養日を設ける（平日1日、土日1日）。
原則として土日どちらかを休養日とする。
（ただし、大会等により、週休日に活動する必要がある場合は休養日を他の日に振り替える）
- ・定期試験1週間前及び定期試験中の部活動は原則禁止する。
（ただし、大会が試験終了後原則2週間以内に開催される場合は、校長の許可を得て行うことができる）
- ・1日の活動時間は、平日は2時間程度、休業日は3時間程度とし、下校時間を厳守する。
（ただし、練習試合等は除く）
- ・長期休業中は生徒が家族・地域で過ごす時間等の確保に配慮し、ある程度の長期休養期間を設ける。

◆大会参加の見直し

- ・参加する大会は、中体連、佐賀県教育委員会が主催、共催、後援する大会とする。それ以外の大会への参加については、生徒に与える教育的意義や、生徒及び部顧問の負担等を考慮して精査し、校長が特に認めた場合のみとする。

※ここに記載のない事項については、佐賀県「運動部活動の在り方に関する方針」に準ずる。